

加入事業所のご担当者様

加入者資格取得・喪失届出期限についてのご案内

福祉はぐくみ企業年金基金
事務局

平素より、基金事務局運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。
2024年12月1日に法令改正が行われ、個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金限度額管理のため、毎月、全ての確定給付企業年金(DB)等の加入者に関する情報を企業年金連合会が整備する企業年金プラットフォーム(企業年金PF)に登録することが必要となります。それに伴う当基金へのお届け期限について下記の通りご案内をいたします。

記

1日から月末までに加入者資格を取得・喪失する方のお届けは、
その月の事務締切日までに当基金に届け出てください

企業年金PFへ、はぐくみ企業年金(DB)の加入者情報を遅滞なく報告するため、当基金へのお届けは、その月の事務締切日(=当月の加入者情報を確定させる届出期限/概ね15日前後)までに届け出てください。

◆企業年金PFへの報告が遅れた場合や情報が適切でない場合、加入者(従業員)の皆様がiDeCoで掛金を拠出できないなどの影響がございます。

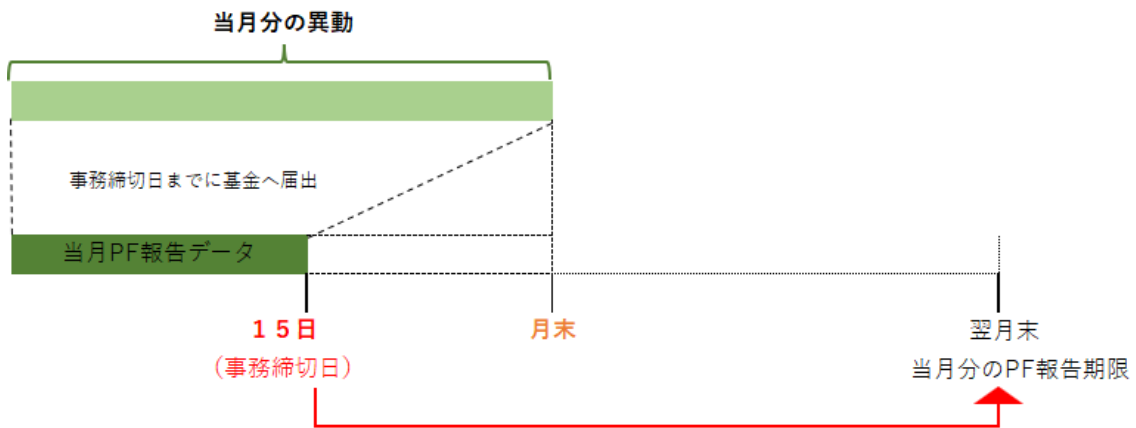
◆DB法施行規則に定めるDBへの届出期限は、「事由発生日から30日以内もしくは事由発生日の属する月の翌月14日のいずれか早い日まで」となりますが、この期限内でのお届けを頂いた場合でも、事務締切日を過ぎて受領した場合、企業年金PFへはひと月遅れての反映となりますので、ご注意ください。

◆「基準給与変更届」で届け出る掛金変更情報は企業年金PF報告データには含まれません。そのため、事務締切日に間に合わない場合でもiDeCoの掛金限度額への影響はございませんが、変更した月の掛金額をその月の納入告知額(翌月22日の口座振替金額)に反映させるためには、この変更届も事務締切日までに届け出る必要がございます。

《説明図 1》

事務締切日までに届け頂いた届出は、企業年金 PF へ当月分として報告いたします。

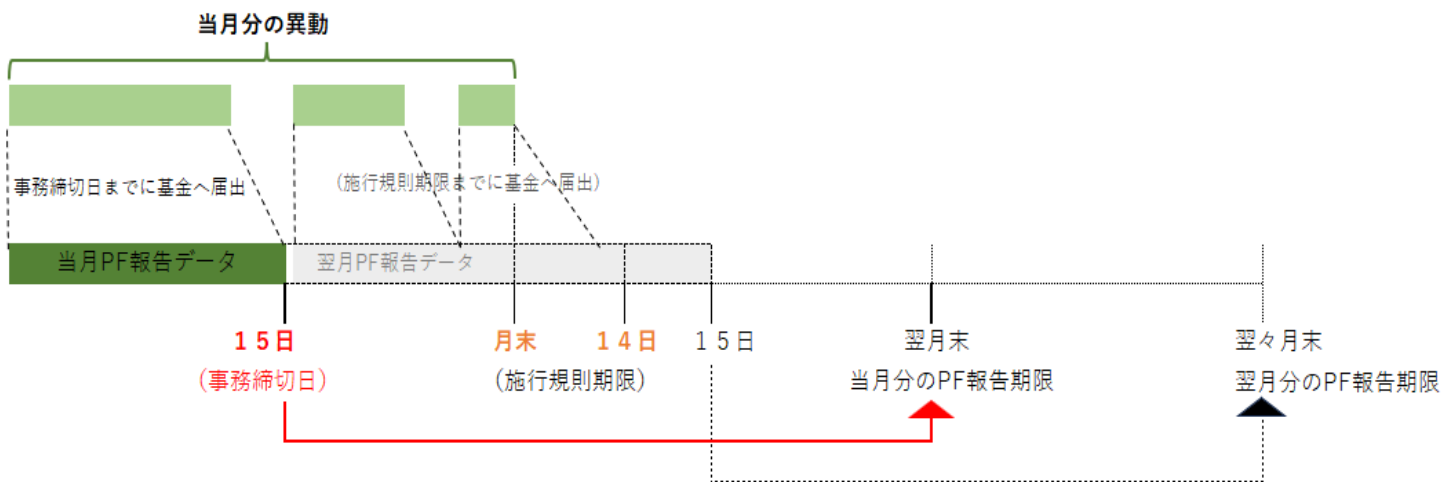
* 月末近い異動（例えば 25 日退職が決まっている場合など）についても、その月の事務締切日までに届け出てください。



《説明図 2》

事務締切日を過ぎて届け頂いた届出は、当月の異動であっても企業年金 PF への当月分の報告に含まれません。

※ 当月、事務締切日を過ぎて急ぎょ発生した異動については、発生次第速やかに届け出てください。その際も企業年金 PF への報告はひと月遅れますことをご留意ください。



以上